

令和7年度 国民健康保険料の見直しについて

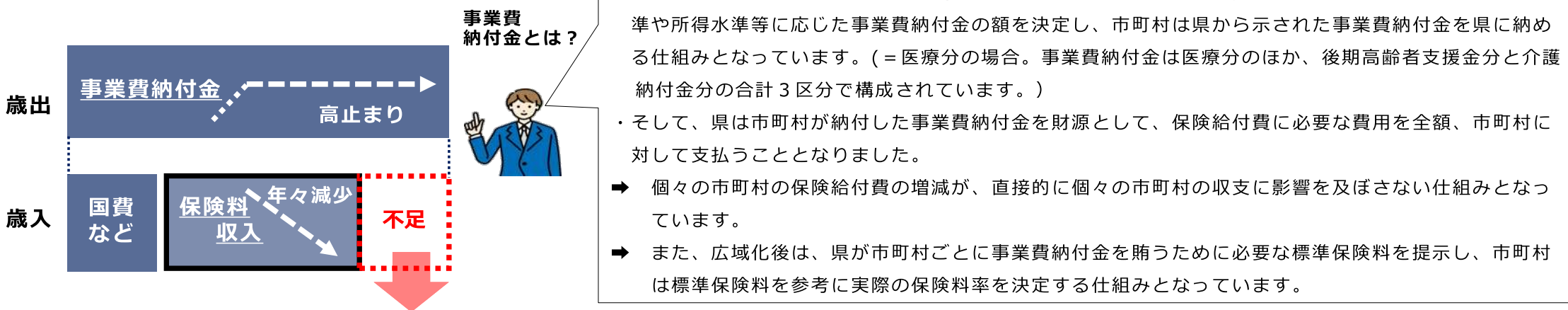


都心から
一番近い
森のまち



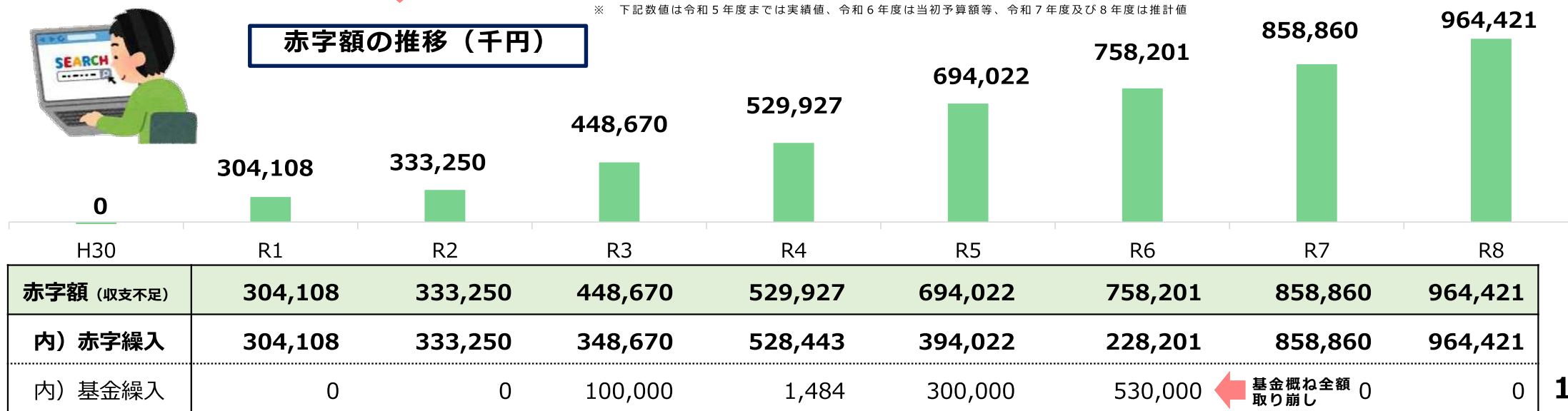
1. 流山市国民健康保険の現状について

- (1) 本市国民健康保険は、被保険者数の減少により保険料収入が減る一方、千葉県に支払う事業費納付金は高止まり※となっており、国保特別会計の収支不足（赤字）は年々増加しています。※ 1人当たりの事業費納付金が増加していること、高齢化に伴い後期高齢者支援金分（後期高齢者医療制度への拠出）の事業費納付金が増加していること等が高止まりの要因となっています。
- (2) 当該赤字は一般会計からの赤字繰入と国保の基金取り崩しで補ってきましたが、令和6年度に基金を概ね全額取り崩す予定であり、国保財政は厳しい状況にあります。
- (3) そのため、本市は第2期事業財政健全化計画（令和6年度から11年度）を策定し、赤字繰入削減・解消のための適切な保険料率を設定することを方針としました。



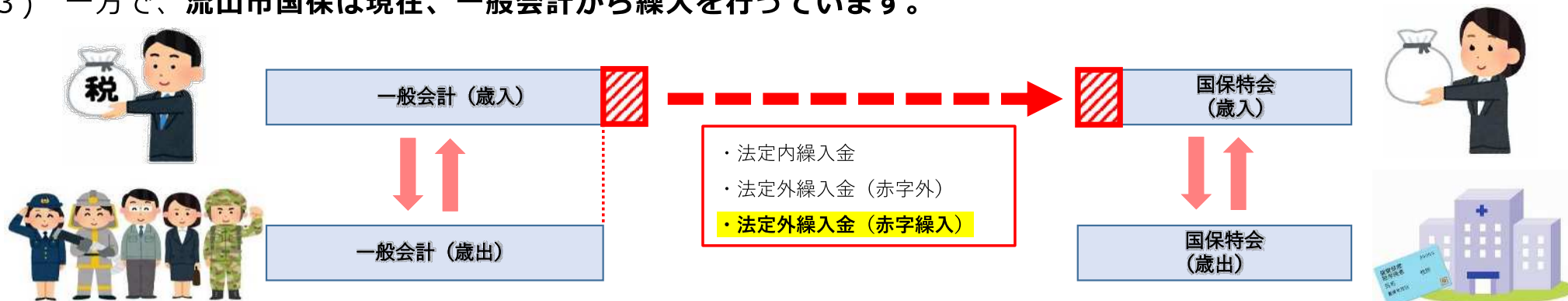
※ 下記数値は令和5年度までは実績値、令和6年度は当初予算額等、令和7年度及び8年度は推計値

赤字額の推移（千円）

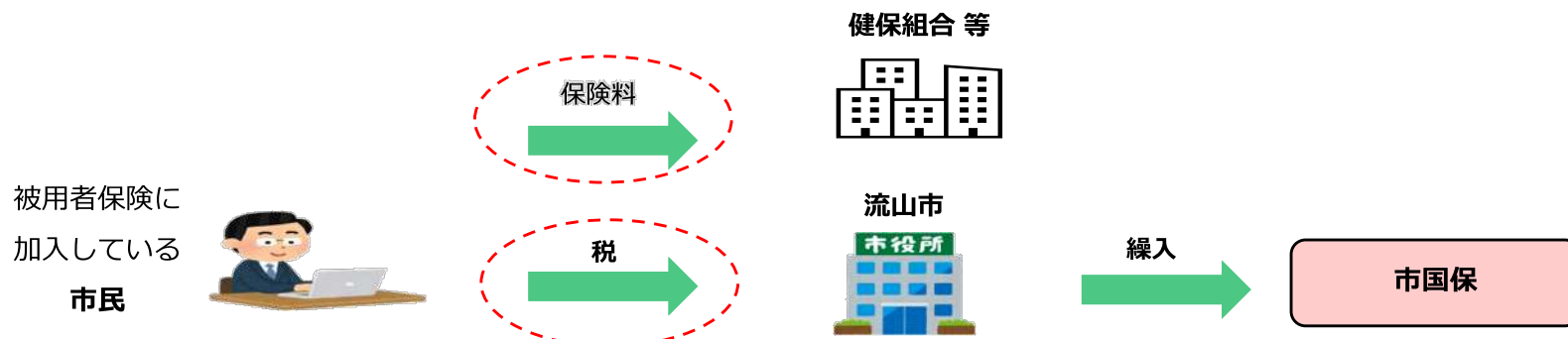


2. 赤字繰入について

- (1) 市の会計は、①一般会計 ②特別会計 ③企業会計 の3つに大別され、会計ごとに、歳入と歳出を収支均衡させる「独立採算」が原則です。
- (2) 国保事業は特別会計が設けられているため、国保関連の歳入（保険料、交付金等）により国保関連の歳出（事業費納付金、保険給付費等）を賄うことが原則です。⇒「給付」と「負担」の対応関係が明瞭に
- (3) 一方で、流山市国保は現在、一般会計から繰入を行っています。



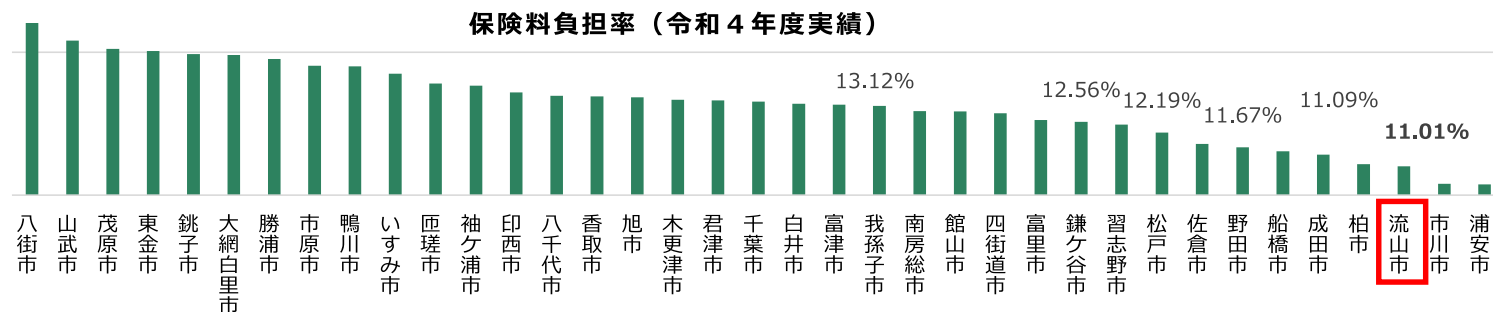
- (4) 法律に繰り入れることが明記されている「法定内繰入金」に対し、「法定外繰入金」は法律の定めによらず、市町村の判断で独自に行う措置とされており、特に赤字繰入については国等から削減・解消するべきものとされています。
- (5) 本来、保険料で確保すべき収入部分を赤字繰入で賄うことにより、結果的に国保被保険者の負担緩和につながっています。
- (6) 一方で、繰入金の財源として一般会計の歳入（税収入等）が用いられているため、国保以外の流山市民も実質的に負担していることとなります。➡ 保険料の2重負担



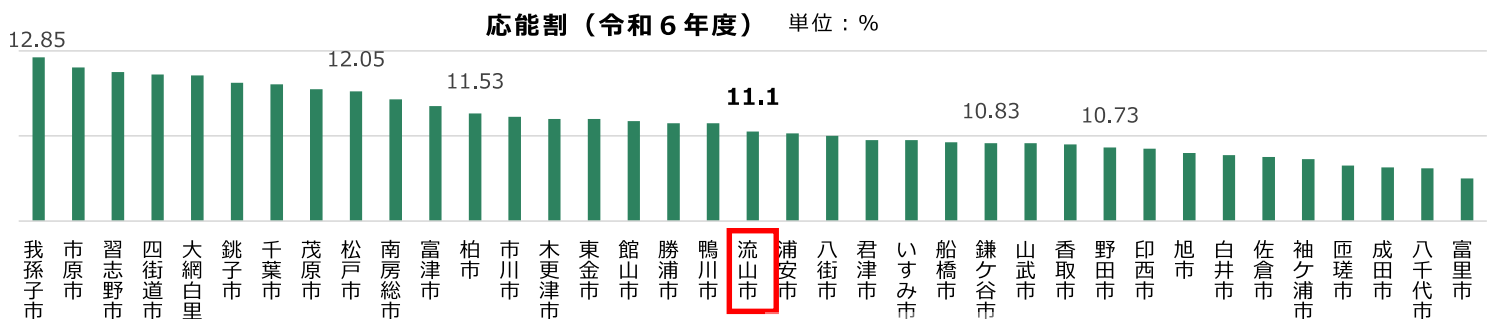
3. 流山市の保険料について

- (1) 保険料負担率（所得に占める保険料額の割合）の低さは37市中3番目の低さとなっています。

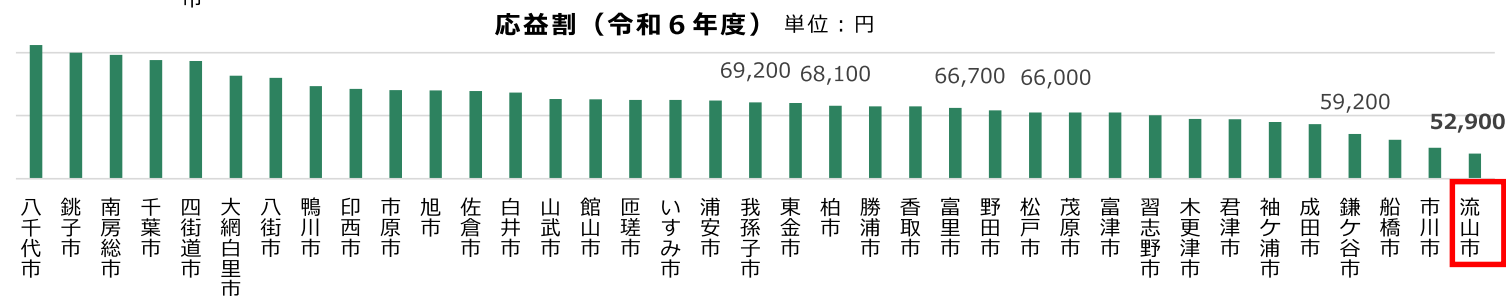
※現時点で県から提供されている最新の各市保険料負担率は令和4年度実績の数値となります。



- (2) 経済的負担能力に応じて賦課される部分として所得割等の「応能分」は37市中19位と中位となっています。



- (3) 平等に被保険者又は世帯が負担することとなる均等割及び世帯別平等割の「応益分」は37市中最も低くなっています。



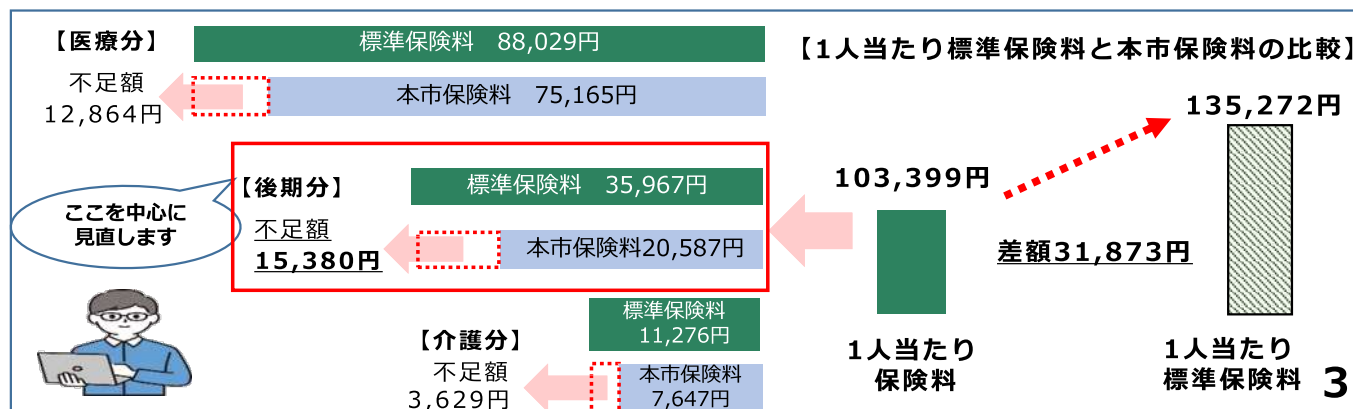
- (4) 納付金を賄うための保険料の参考として県が示す「標準保険料」と本市保険料を比較

すると1人当たり31,873円の乖離が生じてます。

※ 「本市保険料」とは保険料調定額のこと

- (5) 令和6年度の保険料3区分（医療分・後期分・介護分）別の1人当たりの標準保険料と本市保険料を比較すると後期分の乖離額等が最も大きくなっています。

※保険料には医療費の財源となる「医療分」、後期高齢者医療制度を支えるための財源となる「後期高齢者支援金分」、40歳から65歳未満の介護保険第2号被保険者の方が納める「介護分」の3区分から構成されています。



4. 令和7年度 後期高齢者支援金分の新料率について

- (1) 千葉県は県内市町村の令和12年度までの赤字繰入解消、令和12年度以降の県内保険料完全統一化を目指しているため、**本市保険料と県が示す標準保険料の乖離を是正する必要があります。**
- (2) そのため、まずは、1人当たりの標準保険料と本市保険料の乖離額等が最も大きい**後期高齢者支援金分**について、**標準保険料に近づけた新料率を適用します。(医療分及び介護分は据え置き)**
- (3) 現状の被保険者及び所得に新料率を適用した結果、**保険料収入額が約3.3億円増加する見込み**となります。
- ※ ただし、令和7年度の保険料収入増加額は被保険者数の変化及び社会経済情勢等により見込みと異なる可能性があります。
- (4) また、**1人当たり平均保険料の増加額は、年間11,923円、月額994円**となります。



後期高齢者支援金分	所得割 (%)	均等割 (円)	賦課割合 (応能：応益)
① 現行	2.2	5,500	73：27
② 標準保険料 (市町村算定方式)	3.53	10,200	73：27
③ 新料率	3.23	12,700	63：37

項目	新料率適用後
1人当たり平均保険料増加額	年 11,923円 / 月 994円
1人当たり平均保険料額	年 115,322円
保険料収入増加額	329,597,710円

①→③現料率と比較 +1.03 +7,200 △10：+10

Point 1

- 本市の賦課割合（応能と応益が占める割合）は県平均と比べ、特に「後期高齢者支援金分」について応能（所得割）偏重となっています。⇒ **中間所得者層に重い負担**
- また、**県内保険料統一化**に向け、賦課割合を「**県標準割合**」へ近づける必要があります。
- 標準保険料には以下の2通りがあります。
 - ⇒ 賦課割合について**県標準割合**へ修正 (56：44) = **県算定方式の標準保険料率**
 - ⇒ 賦課割合について**現行の流山市割合**を維持 (73：27) = **市町村算定方式の標準保険料率** ※上表②
- 県内保険料統一化に向けては「**県算定方式の標準保険料率**」に近づける必要がありますが、賦課割合を県標準割合 (56：44) とすると均等割等からなる**応益分が大幅に増加し、低所得者層への負担が大きくなります。**
- そこで、今回、後期高齢者支援金の「**市町村算定方式の標準保険料率**」から、本市「**医療分**」と同割合である**応能応益割合を63：37（応能を△10%修正）**とした新料率とし、引き続き低所得者層へ配慮しつつ、賦課割合を**県標準割合**へ近づけるものとします。



医療分	63：37
後期分	73：27

Point 2

- 新料率適用後の**保険料収入増加額約3.3億円**は、第2期事業財政健全化計画中間見直し年度（令和8年度）の赤字繰入想定額約9.6億円の1/3にあたる約3.2億円と同規模となります。



5. 新保険料率適用後の世帯人員別・所得段階別増加額

区分	所得割	均等割	平等割
医療分	7.3%	19,200円	15,600円
後期分	3.23%	12,700円	—
介護分	1.6%	12,600円	—



新保険料率適用後、所得区分が最も低い保険料7割軽減世帯（1人世帯）は年間2,200円増加、月額183円の増加となり、近隣市比較では鎌ヶ谷市を除けば最も低い保険料となっています。

➡ 新料率適用後も本市の保険料は引き続き低所得者層に配慮した料率設定となっています。

また、我孫子市と松戸市は新保険料適用後も全ての所得層で流山市に比べて保険料が高くなるほか、柏市でも主に低所得者層で流山市より保険料が高い状況です。

【医療分、後期分及び介護分合計】

改定後保険料が 「+」 流山より高い 「△」 流山より低い

世帯構成	所得	軽減	現行保険料 (円)	改定後保険料 (円)	増加額 (円)		増加率 (%)	我孫子	松戸	柏	鎌ヶ谷	野田
					年間	月額						
1人	43万	7割	15,700	17,900	2,200	183	14.01%	+2,700	+1,900	+2,400	△ 200	+1,900
	72万	5割	58,500	65,100	6,600	550	11.28%	+6,600	+2,600	+2,300	△ 4,300	△ 800
	96.5万	2割	101,500	112,800	11,300	941	11.13%	+11,100	+4,300	+3,200	△ 7,600	△ 2,100
	300万	—	338,100	371,800	33,700	2,808	9.96%	+27,500	+3,800	△ 7,600	△ 34,400	△ 29,500
	600万	—	671,100	735,700	64,600	5,383	9.62%	+49,100	+1,400	△ 25,600	△ 73,400	△ 71,500
	800万	—	893,100	961,100	68,000	5,666	7.61%	+18,800	+17,000	△ 22,000	△ 82,200	△ 103,500
2人	43万	7割	27,000	31,300	4,300	358	15.92%	+3,500	+2,900	+5,700	△ 2,300	+1,200
	101万	5割	109,300	122,500	13,200	1,100	12.07%	+10,000	+4,100	+6,100	△ 11,500	△ 6,100
	150万	2割	190,800	213,300	22,500	1,875	11.79%	+16,900	+6,700	+8,700	△ 20,100	△ 11,500
	300万	—	375,400	416,300	40,900	3,408	10.89%	+29,900	+7,300	+3,300	△ 41,300	△ 31,900
	600万	—	708,400	780,200	71,800	5,983	10.13%	+51,500	+4,900	△ 14,700	△ 80,300	△ 73,900
	800万	—	930,400	992,900	62,500	5,208	6.71%	+23,400	+33,200	△ 13,400	△ 76,400	△ 105,800

※ 所得は基礎控除前の総所得金額です。 ※ 流山市国保は1～2人世帯で約9割を占めています ※ 世帯を構成する人全員に介護分がかかる場合の保険料です。